

令和3年度 栃木地方最低賃金審議会
第1回 栃木県計量器等製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和3年10月7日(木) 14時00分～15時40分					
出席状況	公益 代表委員	出席3人	労働者 代表委員	出席3人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
1 部会長及び部会長代理の選任 最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長那須野委員、部会長代理荻原委員の就任が議決された。 2 栃木県特定最低賃金の金額改定について (1) 栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。 (2) 最賃法第25条第5項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。 (3) 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。 (4) 最賃審議会令第6条第5項の決議事項について確認。 (5) 労働者代表委員の見解及び主張 ア 新型コロナウイルスの影響により、昨年また今日に至るまで経済的に非常に甚大な被害が発生している。しかし、今ではワクチン接種の普及や治療薬の実用化が目前に迫るなど明るい材料があり、終息方向に何とか向かうのではないかとという状況も見えてきている。また、同時に経済を活性化させるべきであり、最終的には元の生活に戻していかなければならない。 この経済の活性化については、消費意欲の向上が非常に重要であり、賃金アップによって活性化するものと考えられ、経済回復を加速させるためにも、最低賃金をこれまで以上に押し上げていく必要がある。 計量器産業が今後も魅力的かつ継続的に発展していくためには、良い人材の確保が極めて重要であり、これは経営側にとっても取り組むべき課題であると考えている。労働者は生活のために働くのであって、賃金は最も重視する要因となるので、賃金アップが人材確保に直結するものである。特に、最低賃金は全体の賃金を底支えする最も重要な役割を担っており、最低賃金をアップさせることは、労使にとっても非常に重要なファクターであると主張した。						

イ 目標として 1,000 円に到達したい。もう一つとして、要求できるミニマム額 1,036 円との差額を目標にしたいとも考えているが、新型コロナウイルス感染症の蔓延、どうしても終息していないという企業の厳しい状況も、我々としても会社において直面している問題であり理解はしている。とはいえ、目標は目標としてしっかり設定したい。

目標としての 1,000 円に 2 年で到達する、現行 912 円との差額 88 円を 2 年で割った 44 円の引上げを提示した。

ウ 使用者側からの 9 円引上げ提示に対し、苦しいながらも最低賃金の必要性について理解し、引上げの努力が伺えるので労働者側も対応するとして、今年の地域別最低賃金の改定率が 3.28%であることから、現行の 912 円に 3.28%を掛けて 29.91 になるので 30 円の引上げを提示した。

(6) 使用者代表委員の見解及び主張

ア 昨年 4 月に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う最初の緊急事態宣言が発令されてから 1 年 6 か月が経過し、この間、数回にわたる緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が発動・延長され、企業存続に大きな影響を与えた。

この専門部会はいろいろな業種があり一概には言えないが、新型コロナウイルス感染症の影響はこれまでにない企業への損失を与え、この間、多くの中小零細企業が規模縮小又は再起を諦め廃業している。

今年 10 月から消耗品・硝材が値上がり、製造原価を上げる要因が増え、又、来年 1 月から最低賃金の引上げによりなお一層経営を圧迫する。これに輪をかけて、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の低迷も考えられ、県内中小零細企業の存続が難しいと思われる。金額審議に臨むに当たり、第一に優先すべきは中小零細企業の事業の継続と雇用の維持である。

政府は早期に最低賃金を 1,000 円にして、消費拡大を図り景気浮上させる。そのためには、アメリカの中小企業対策を見習い、M&Aを施し強いところだけが残ればよいとの考えで進めようとしている。このような施策で日本国内や栃木県内の中小零細企業の存続と雇用の維持はできるのか疑問である。日本全国や栃木県内には、規模は小さいが技術力が優れていたり、新たな研究開発を進めている。特徴ある中小零細企業は社会には必要であり存続させたい。日本人には日本人に合った企業形態があり、今後の新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み金額審議に臨みたいと主張した。

イ 自動車関連の企業はいまだに生産調整され仕事がないところもある。本来なら現状維持としたいところだが、賃金改定状況調査第 4 表製造業の男女計の賃金上昇率が 1.0%であることから、現行の 912 円に 1.0%を掛けると 9.12 円となるので 9 円の引上げを提示した。

ウ 現在の状況では 9 円が限界である。本来なら引き上げられる状況ではない。本日はこれまでとし、日を改めて審議したいと主張した。

3 その他 特になし